

子育て世帯への10万円相当の給付金を 全額現金で給付します

令和3年(2021年)12月8日(水)

箕面市は、国が令和3年11月19日に閣議決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に盛り込んだ「子育て世帯に対して18歳以下の子ども1人当たり10万円相当の給付」を、全額現金で給付する方針を決定しました。

なお、今後の国の方針により、現金10万円を一括で、令和3年内に給付可能となった場合には、年内に10万円全額を現金給付する予定です*。

*国の方針によって、実現できない場合があります。

1. 概要

箕面市は、国が令和3年11月19日に閣議決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に盛り込んだ「子育て世帯に対して18歳以下の子ども1人当たり10万円相当の給付」を、全額現金で給付する方針を決定しました。

国の当初の予定では、令和3年中に5万円の現金給付、令和4年春頃に5万円相当のクーポン券での給付とされていましたが、箕面市は、使い勝手や迅速な給付、事務費削減の観点から、来春給付予定の5万円相当分をクーポン券ではなく、現金で給付する方針を決定しました。

なお、今後の国の方針により、現金10万円を一括で、令和3年内に給付可能となった場合には、年内に10万円全額を現金給付する予定です*。

*国の方針によって、実現できない場合があります。

2. 対象者と給付スケジュール

(1) 令和3年9月分の児童手当の受給者のかた

- ・ 先行給付の5万円：令和3年12月27日に給付
- ・ 追加分の5万円：令和4年3月頃を目途に現金で給付

(2) 児童手当受給の公務員及び高校生相当児童を養育するかた

- ・ 先行給付の5万円：令和4年1月以降に申請の受付を開始。申請内容を確認後、順次速やかに給付
- ・ 追加分の5万円：令和4年3月頃を目途に現金で給付

(3) 新生児を養育するかた

- ・ 先行給付の5万円：児童手当の申請内容の審査後、順次速やかに給付
- ・ 追加分の5万円：令和4年3月頃を目途に現金で給付

■問い合わせ先

子ども未来創造局 子育て支援室
TEL 072-724-6738 (直通)